



質 問 状

2013/02/25

赤磐市総務課長殿

船津俊一



主旨：

広報あかいわ（平成 25 年 3 月号）17 ページ記載 「特別職の報酬等の状況」についての説明を求める。

本文：

地方自治法二百四条は、下記のようになっている。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

○2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

○3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

にもかかわらず、赤磐市は、特別職の退職手当について、条例に定めていないように思われる。

また、総務省の資料によると、退職手当の基本算定構造は、

退職手当額 ＝ 基本額 ＋ 調整額

基本額 ＝ 退職日給料月額 × 退職理由別・勤続年数別支給率

となっている。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/komuin_taishoku/pdf/071221_1_si7.pdf)

上記の計算によると、退職日が 4 月 16 日？となる市長・副市長の退職金は、減額措置以前の 890,000 円（市長の場合）及び 679,000 円（副市長）で計算されることになる。

なぜならば、「赤磐市長、副市長及び教育長の給料の特例に関する条例」は、平成 25 年 3 月 31 日をもって失効するからである。

よって、

市長の退職金手当は、17,800,000 円、副市長は、8,400,000 円となるのではないのでしょうか？
減額措置の適用された場合と 8,900,000 + 2,520,000 = 11,420,000 円の差が生じます。

質 問 状

2013/02/25

赤磐市総務課長殿

船津俊一

主旨：

広報あかいわ（平成 25 年 3 月号）17 ページ記載 「特別職の報酬等の状況」についての説明を求める。

本文：

地方自治法二百四条は、下記のようになっている。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

○2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

○3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

にもかかわらず、赤磐市は、特別職の退職手当について、条例に定めていないように思われる。

また、総務省の資料によると、退職手当の基本算定構造は、

退職手当額 ＝ 基本額 ＋ 調整額

基本額 ＝ 退職日給料月額 × 退職理由別・勤続年数別支給率

となっている。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/komuin_taishoku/pdf/071221_1_si7.pdf)

上記の計算によると、退職日が 4 月 16 日？となる市長・副市長の退職金は、減額措置以前の 890,000 円（市長の場合）及び 679,000 円（副市長）で計算されることになる。

なぜならば、「赤磐市長、副市長及び教育長の給料の特例に関する条例」は、平成 25 年 3 月 31 日をもって失効するからである。

よって、

市長の退職金手当は、17,800,000 円、副市長は、8,400,000 円となるのではないのでしょうか？

減額措置の適用された場合と 8,900,000 + 2,520,000 = 11,420,000 円の差が生じます。

広報あかいわ（平成 25 年 3 月号）に載せた「特別職の退職手当の算定方式」の根拠条例はどこにあるのでしょうか？

↓ 赤磐市の関連条例 ↓

○赤磐市長及び副市長の給料等に関する条例

平成 17 年 3 月 7 日

条例第 46 号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 204 条第 3 項の規定に基づき、市長及び副市長（以下「市長等」という。）の給与及び旅費について必要な事項を定めるものとする。

（給与の種類）

第 2 条 市長等に支給する給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。

（給料）

第 3 条 市長等の給料月額、別表第 1 のとおりとする。

2 給料は、当選又は選任の日から任期満了、解職、退職又は死亡した日まで支給する。

（通勤手当）

第 4 条 第 2 条に定める通勤手当の額は、赤磐市職員の給与に関する条例（平成 17 年赤磐市条例第 49 号。以下「一般職の職員」という。）の例による。

（期末手当）

第 5 条 市長等で、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者に対して支給する。これらの基準日 1 箇月以内に任期満了、辞任又は死亡（以下「辞職等」という。）した場合についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、辞職等した日現在）において同項に規定する者が受けるべき給料の月額並びにその給料の月額に 100 分の 25 を乗じて得た額及び給料の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 142.5、12 月に支給する場合においては 100 分の 152.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した職員で当該任期満了による選挙により又は選任により再び職員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、その者は引き続き第 1 条に掲げる職員の職にあつたものとする。

（1） 6 箇月 100 分の 100

（2） 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80

（3） 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60

（4） 3 箇月未満 100 分の 30

(旅費)

第6条 市長等に対して支給する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

2 日当及び宿泊料の額は、別表第2のとおりとし、鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の額は、一般職の職員の例による。

(給与及び旅費の支給方法)

第7条 この条例に定めるもののほか、市長等の給与及び旅費の支給方法については、一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成17年7月1日条例第229号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(赤磐市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 赤磐市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年赤磐市条例第43号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(赤磐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

3 赤磐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成17年赤磐市条例第48号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成17年10月11日条例第233号)

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成17年11月30日条例第236号)

この条例は、平成17年12月1日から施行する。

附 則(平成18年12月26日条例第85号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行し、第5条の規定による改正後の証人等の実費弁償に関する条例の規定は、平成18年11月24日から適用する。

(赤磐市長及び助役の給料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 改正前の地方自治法第161条第2項に定める助役として在職し、引き続き副市長として在職する者の平成18年12月2日から平成19年3月31日までの間の在職期間は、副市長として在職したものとみなし、その期間は期末手当の在職期間に通算する。

附 則(平成21年11月30日条例第30号)

この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月30日条例第12号)

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

区分

給料の額

市長 月額 890,000 円

副市長 〃 700,000 円

別表第 2(第 6 条関係)

日当

(1 日につき) 県外 2600 円

宿泊料

(1 夜につき) 県内 11,800 円 県外 13,100 円

○赤磐市長、副市長及び教育長の給料の特例に関する条例

平成 24 年 3 月 29 日

条例第 6 号

(市長及び副市長の給料の特例)

第 1 条 市長及び副市長の給料の月額、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間(以下「特例期間」という。)において、赤磐市長及び副市長の給料等に関する条例(平成 17 年赤磐市条例第 46 号)第 3 条の規定にかかわらず、市長にあつては同条に定める額からその 100 分の 50 に相当する額を減じた額、副市長にあつては同条に定める額からその 100 分の 3 に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

(教育長の給料の特例)

第 2 条 教育長の給料の月額は、特例期間において、赤磐市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成 17 年赤磐市条例第 48 号)第 3 条の規定にかかわらず、同条に定める額からその 100 分の 3 に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に定める額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成 25 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。